

# 医科点数表の解釈 平成30年4月版

## Web追補 No.16-2 (臨時増刊号②)

- 令和元年10月1日からの消費増税に伴い、以下の告示・通知により酸素の価格が改正されます。本書の掲載内容の変更点を新旧対照表の形でまとめましたので、「Web追補No. 16 (臨時増刊号)」と併せてご確認ください。

- 令和元年8月30日 厚生労働省告示第97号 (令和元年10月1日適用)
- 令和元年8月30日 保医発0830第3号 (令和元年10月1日適用)

■ 令和元年8月30日厚生労働省告示第97号による平成2年3月19日厚生省告示第41号の一部改正(841～842頁・右欄「酸素及び窒素の価格」注2)], 2238頁)

改正前	改正後(令和元年10月1日から)
1・2 (略)	1・2 (略)
3 酸素の単価は、当該年度の前年の1月1日から12月31日までの間に当該保険医療機関が購入した酸素の対価(平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に当該保険医療機関が購入した酸素の対価については、当該対価に105分の108を乗じて得た額の1円未満の端数を四捨五入した額)～(中略)～。	3 酸素の単価は、当該年度の前年の1月1日から12月31日までの間に当該保険医療機関が購入した酸素の対価(平成30年1月1日から令和元年9月30日までの間に当該保険医療機関が購入した酸素の対価については、当該対価に108分の110を乗じて得た額の1円未満の端数を四捨五入した額)～(中略)～。
一 (略)	一 (略)
イ (略)	イ (略)
(1) (略)	(1) (略)
(2) 可搬式液化酸素容器(LGC)に係る酸素の単価 0.31円(単位 リットル。摂氏35度、1気圧における容積とする。)	(2) 可搬式液化酸素容器(LGC)に係る酸素の単価 <u>0.32円</u> (単位 リットル。摂氏35度、1気圧における容積とする。)
ロ (略)	ロ (略)
(1) 大型ポンペに係る酸素の単価 0.41円(単位 リットル。摂氏35度、1気圧における容積とする。)	(1) 大型ポンペに係る酸素の単価 <u>0.42円</u> (単位 リットル。摂氏35度、1気圧における容積とする。)
(2) 小型ポンペに係る酸素の単価 2.31円(単位 リットル。摂氏35度、1気圧における容積とする。)	(2) 小型ポンペに係る酸素の単価 <u>2.36円</u> (単位 リットル。摂氏35度、1気圧における容積とする。)
二 (略)	二 (略)
イ (略)	イ (略)
(1) 定置式液化酸素貯槽(CE)に係る酸素の単価 0.28円(単位 リットル。摂氏35度、1気圧における容積とする。)	(1) 定置式液化酸素貯槽(CE)に係る酸素の単価 <u>0.29円</u> (単位 リットル。摂氏35度、1気圧における容積とする。)
(2) 可搬式液化酸素容器(LGC)に係る酸素の単価 0.46円(単位 リットル。摂氏35度、1気圧における容積とする。)	(2) 可搬式液化酸素容器(LGC)に係る酸素の単価 <u>0.47円</u> (単位 リットル。摂氏35度、1気圧における容積とする。)
ロ (略)	ロ (略)
(1) 大型ポンペに係る酸素の単価 0.62円(単位 リットル。摂氏35度、1気圧における容積とする。)	(1) 大型ポンペに係る酸素の単価 <u>0.63円</u> (単位 リットル。摂氏35度、1気圧における容積とする。)
(2) 小型ポンペに係る酸素の単価 3.09円(単位 リットル。摂氏35度、1気圧における容積とする。)	(2) 小型ポンペに係る酸素の単価 <u>3.15円</u> (単位 リットル。摂氏35度、1気圧における容積とする。)
4・5 (略)	4・5 (略)

■令和元年8月30日保医発0830第3号による平成30年3月5日保医発0305第1号の一部改正(838～841頁・右欄「酸素加算について」, 2239～2240頁)

改 正 前	改 正 後 (令和元年10月1日から)
<p>J 201酸素加算</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 離島等以外の地域に所在する保険医療機関の場合 液体酸素の単価 定置式液化酸素貯槽 (C E) に係る酸素の単価 (略) 可搬式液化酸素容器 (L G C) に係る酸素の単価 1リットル当たり0.31円</p> <p>酸素ポンペに係る酸素の単価 大型ポンペに係る酸素の単価 1リットル当たり0.41円 小型ポンペに係る酸素の単価 1リットル当たり2.31円</p> <p>イ 離島等に所在する保険医療機関の場合 液体酸素の単価 定置式液化酸素貯槽 (C E) に係る酸素の単価 1リットル当たり0.28円 可搬式液化酸素容器 (L G C) に係る酸素の単価 1リットル当たり0.46円</p> <p>酸素ポンペに係る酸素の単価 大型ポンペに係る酸素の単価 1リットル当たり0.62円 小型ポンペに係る酸素の単価 1リットル当たり3.09円</p> <p>(2)～(15) (略)</p> <p>(16) (5), (7)及び(11)に掲げる対価については、平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に医療機関が購入したものについては、当該対価に105分の108を乗じて得た額の1円未満の端数を四捨五入した額とする。</p>	<p>J 201酸素加算</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 離島等以外の地域に所在する保険医療機関の場合 液体酸素の単価 定置式液化酸素貯槽 (C E) に係る酸素の単価 (略) 可搬式液化酸素容器 (L G C) に係る酸素の単価 1リットル当たり0.32円</p> <p>酸素ポンペに係る酸素の単価 大型ポンペに係る酸素の単価 1リットル当たり0.42円 小型ポンペに係る酸素の単価 1リットル当たり2.36円</p> <p>イ 離島等に所在する保険医療機関の場合 液体酸素の単価 定置式液化酸素貯槽 (C E) に係る酸素の単価 1リットル当たり0.29円 可搬式液化酸素容器 (L G C) に係る酸素の単価 1リットル当たり0.47円</p> <p>酸素ポンペに係る酸素の単価 大型ポンペに係る酸素の単価 1リットル当たり0.63円 小型ポンペに係る酸素の単価 1リットル当たり3.15円</p> <p>(2)～(15) (略)</p> <p>(16) (5), (7)及び(11)に掲げる対価については、平成30年1月1日から令和元年9月30日までの間に医療機関が購入したものについては、当該対価に108分の110を乗じて得た額の1円未満の端数を四捨五入した額とする。</p>

■別紙様式 25 「酸素の購入価格に関する届出書」(1234 頁) の改正

- ◇ 「平成」を「令和」に改め、[記載上の注意事項]を1の前とし、[記載上の注意事項]2中「平成25年1月1日から平成26年3月31日」を「平成30年1月1日から令和元年9月30日」、「105分の108」を「108分の110」に改め、なお書に下線を引く。